○近畿地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
和歌山県日高郡由良町大字阿戸字大谷九六二番一九地先から同町大字阿戸字大谷九六六番二まで	前	八・七〇～八・七〇	四〇・二〇〇メートル	
	後	一五四・四〇～一五四・四〇	〇・一七五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山県日高郡由良町大字阿戸字大谷九六二番一九地先から同町大字阿戸字大谷九六六番二まで	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十八日

○近畿地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年近畿地方整備局告示第二百二十四号南あわじ都市計画道路事業三・五・四百二十号湊線

三　事業施行期間　自平成二十二年十一月二日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市北区楢津字橋本六二〇番一から総社市窪木字茶ノ木一〇七番一まで	前	ＢＡ　七・四〇～六一・五〇	一〇・二七五メートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　七・四〇～六一・五〇 九・七〇～八五・〇〇	一〇・二七五キロメートル 二・二九〇	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市北区楢津字橋本六二〇番一から同市北区楢津字西山一〇三八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十日

○中国地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県岩美郡岩美町大字本庄字縄手下七七番八から鳥取市福部町湯山字宮代五七二番三まで	前	ＢＡ　八・一〇～一〇・〇〇 八・一〇～一〇・〇〇	六七・五四メートル 六七・五四	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一九・〇〇～一九・〇〇	七・二七六キロメートル 七・二七六	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
益田市木部町イ一一七二番三から同市木部町イ一一三八番まで	前	八・二三～二五・六九	〇・二五〇メートル	
	後	一六・一八～四七・三七	〇・二五〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所